

医療関係機関等の皆様へ

医療関係機関等の廃棄物の 分類と処理方法について



令和7年1月
世 田 谷 区

【医療関係機関等】とは

病院・診療所・衛生検査所・介護老人保健施設・助産所・飼育動物診療施設
国又は地方公共団体の試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）
大学及びその附属試験研究機関（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）
学術研究又は製品の製造、技術の改良、考案、発明に係る試験研究所
（医学・歯学・薬学・獣医学に係るものに限る）

— 目 次 —

1 章	廃棄物の分類・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	廃棄物処理法上の分類	
	〔参考〕・医療関係機関等から発生する主な廃棄物	
2	感染性の観点からの区分	
3	感染性廃棄物の判断基準	
	〔参考〕・感染性廃棄物の判断フロー図	
	・感染症ごとの紙おむつの取扱い	
2 章	適正な処理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
1	排出事業者の責任	
2	医療関係機関等の廃棄物の処理方法	
3	許可業者に処理を委託する場合	
4	区の収集を利用する場合	
5	立入検査	
3 章	在宅医療廃棄物について・・・・・・・・・・	10
資料	世田谷区医療廃棄物等取扱要綱・・・・・・・・	11

<略語>

- ・法又は廃棄物処理法

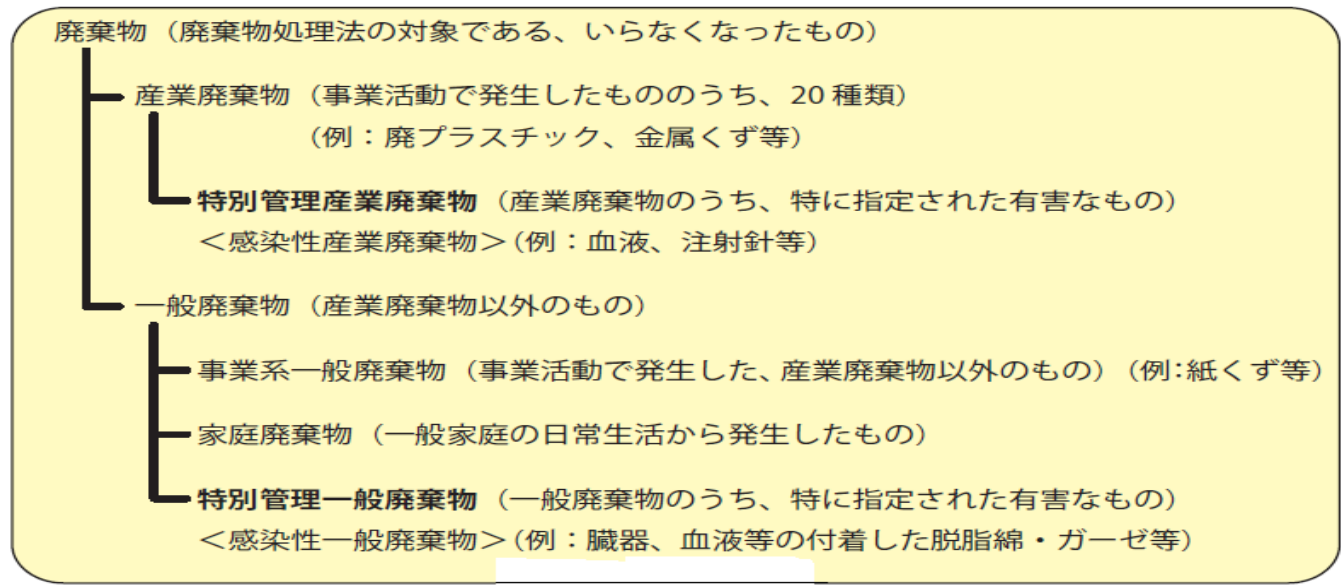
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日 法律第 137 号）

1 章 廃棄物の分類

1 廃棄物処理法上の分類

「廃棄物」は、廃棄物処理法において「産業廃棄物」と「一般廃棄物」に大きく分類され、それぞれ、そのうち特に有害なものとして指定された「特別管理廃棄物」とそれ以外のものに区分されます。「感染性廃棄物」は「特別管理廃棄物」に含まれ、より厳正な処理基準が定められています。

※「在宅医療廃棄物」は家庭廃棄物のため、一般廃棄物に分類されますが、使用済み注射針（ペンニードル含む）を患者等から回収し、医療関係機関等で処理する場合は、感染性産業廃棄物としての取扱いが必要です。



〔参考〕 医療関係機関等から発生する主な廃棄物（産業廃棄物と一般廃棄物の分類）

（出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」環境省 令和5年5月）（一部編集）

種類		例
産業廃棄物	燃え殻	焼却灰
	汚泥	血液(凝固したものに限る。)、検査室・実験室等の排水処理施設から発生する汚泥、その他の汚泥
	廃油	アルコール、キシロール、クロロホルム等の有機溶剤、灯油、ガソリン等の燃料油、入院患者の給食に使った食料油、冷凍機やポンプ等の潤滑油、その他の油
	廃酸	レントゲン定着液、ホルマリン、クロム硫酸、その他の酸性の廃液
	廃アルカリ	レントゲン現像廃液、血液検査廃液、廃血液(凝固していない状態のもの)、その他のアルカリ性の液
	廃プラスチック類	合成樹脂製の器具、レントゲンフィルム、ビニルチューブ、その他の合成樹脂製のもの
	ゴムくず	天然ゴムの器具類、ディスプレイの手袋等
	金属くず	金属製機械器具、注射針、金属製ベット、その他の金属製のもの
	ガラスくず、陶磁器くず等	アンプル、ガラス製の器具、びん、その他のガラス製のもの、ギブス用石膏、陶磁器の器具、その他の陶磁器製のもの
	ばいじん	大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設及び汚泥、廃油等の産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で回収したもの
一般廃棄物		紙くず類、厨芥、繊維くず(包帯、ガーゼ、脱脂綿、リネン類)、木くず、皮革類、実験動物の死体、これらの一般廃棄物を焼却した「燃え殻」等

2 感染性の観点からの区分

区は、医療関係機関等から排出される廃棄物を感染性の観点から3つに区分しています。

① 感染性廃棄物

「医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物」

② 非感染性廃棄物

「医療関係機関等における医療行為に伴って生じる廃棄物のうち、感染性廃棄物でないもの」（感染性廃棄物を確実に滅菌処理した状態の物もこれにあたる）

③ 非医療廃棄物

「医療関係機関等から生じる廃棄物のうち、医療行為に伴うもの以外のもの」（古紙等の再生資源を含む）

「医療廃棄物」という用語は、法令上の用語ではなく、「医療関係機関等で医療行為に伴って排出される廃棄物」の通称です。

医療行為を伴わないものは非医療廃棄物とします。

※ 放射性廃棄物は、廃棄物であっても廃棄物処理法の対象外であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（昭和32年6月10日法律第167号）の規制を受けます。販売元と相談の上、処理するようにして下さい。

3 感染性廃棄物の判断基準

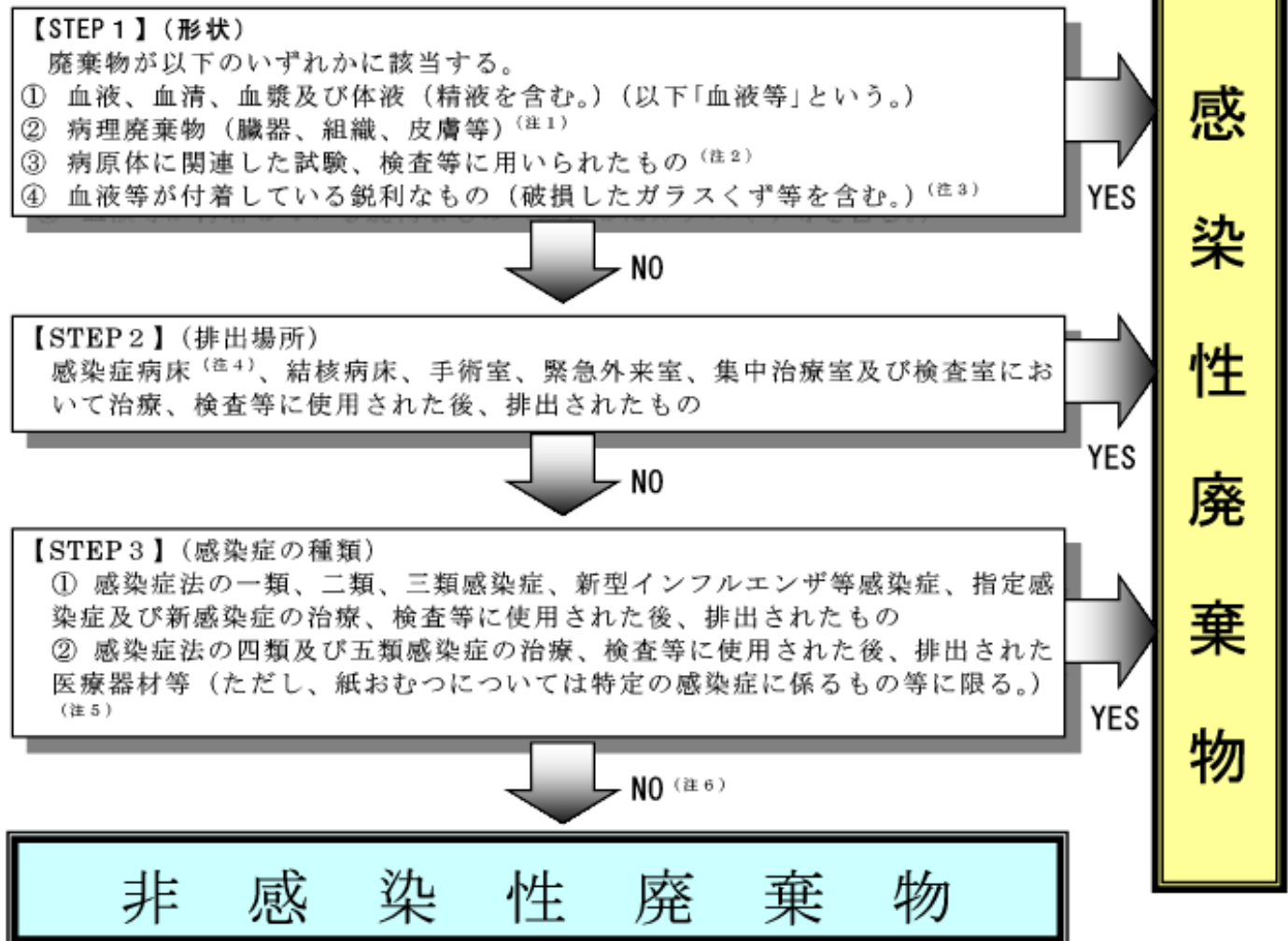
通常、医療関係機関等から排出される廃棄物は「形状」、「排出場所」及び「感染症の種類」の観点から感染性廃棄物の該当について判断できますが、これらいずれの観点からも判断できない場合であっても、血液やその他の付着の程度やこれらが付着した廃棄物の形状、性状の違いにより、専門知識を有する者（医師、歯科医師及び獣医師）によって感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とします。

なお、注射針等鋭利なものについては、未使用であっても感染性廃棄物と同等の取扱いとします。

感染性廃棄物に該当するかどうかは、次頁の判断フロー図を参照して下さい。

※ 感染性廃棄物の排出に伴う届出義務や管理・保管・処理方法等については、「感染性廃棄物を適正に処理するために（平成30年11月、東京都環境局）」をご確認下さい。

感染性廃棄物の判断フロー



感
染
性
廃
棄
物

- （注） 次の廃棄物も感染性廃棄物と同等の取扱いとする。
 ・外見上血液と見分けがつかない輸血用血液製剤等
 ・血液等が付着していない鋭利なもの（破損したガラスくず等を含む。）
- （注1） ホルマリン固定臓器等を含む。
- （注2） 病原体に関連した試験、検査等に使用した培地、実験動物の死体、試験管、シャーレ等
- （注3） 医療器材としての注射針、メス、破損したアンプル・バイアル等
- （注4） 感染症法により入院措置が講ぜられる一類、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症の病床
- （注5） 医療器材（注射針、メス、ガラスくず等）、ディスポーザブルの医療器材（ピンセット、注射器、カテーテル類、透析等回路、輸液点滴セット、手袋、血液バック、リネン類等）、衛生材料（ガーゼ、脱脂綿、マスク等）、紙おむつ、標本（検体標本）等
 なお、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）伝染性紅斑、レジオネラ症等の患者の紙おむつ（参考1参照）は、血液等が付着していない場合は感染性廃棄物ではない。
- （注6） 感染性・非感染性のいずれかであるかは、通常はこのフローで判断が可能であるが、このフローで判断できないものについては、医師等（医師、歯科医師及び獣医師）により、感染のおそれがあると判断される場合は感染性廃棄物とする。

表 感染症ごとの紙おむつの取扱い

感染症法の分類	感染症名	紙おむつの取扱い (※1)	備考
一類	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱	○	
二類	急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザA ウイルスであってその血清亜型が H5N1、H7N9 であるものに限る。「特定鳥インフルエンザ」という。）、	○	
三類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス	○	
四類	E型肝炎、A型肝炎、炭疽、鳥インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）、ボツリヌス症、オムスク出血熱、サル痘、重症熱性血小板減少症候群（病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。）、ニパウイルス感染症、鼻疽、ヘンドラウイルス感染症、類鼻疽、レプトスピラ症	○	
	黄熱、Q熱、狂犬病、マラリア、野兎病、ウエストナイル熱、エキノコックス症、オウム病、回帰熱、キャサヌル森林病、コクシジオイデス症、ジカウイルス感染症、腎症候性出血熱、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、チクングニア熱、つつが虫病、デング熱、東部ウマ脳炎、日本紅斑熱、日本脳炎、ハンタウイルス肺症候群、Bウイルス病、ブルセラ症、ベネズエラウマ脳炎、発しんチフス、ライム病、リッサウイルス感染症、リフトバレー熱、レジオネラ症、ロッキー山紅斑熱	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
五類	クリプトスポリジウム症、麻しん、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、アメーバ赤痢、RS ウイルス感染症、咽頭結膜熱、A群溶血性レンサ球菌咽頭炎、カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症、感染性胃腸炎、急性出血性結膜炎、急性脳炎（ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。）、劇症型溶血性レンサ球菌感染症、細菌性髄膜炎（侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症に該当するものを除く。）、ジアルジア症、水痘、先天性風しん症候群、手足口病、突発性発しん、破傷風、バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症、バンコマイシン耐性腸球菌感染症、百日咳、風しん、ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、ヘルパンギーナ、無菌性髄膜炎、薬剤耐性アシネトバクター感染症、薬剤耐性緑膿菌感染症、流行性角結膜炎、新型コロナウイルス感染症（※2）、再興型コロナウイルス感染症（※2）	○	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、後天性免疫不全症候群、性器クラミジア感染症、梅毒、急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）、クラミジア肺炎（オウム病を除く。）、クロイツフェルト・ヤコブ病、侵襲性インフルエンザ菌感染症、侵襲性髄膜炎菌感染症、侵襲性肺炎球菌感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、伝染性紅斑、播種性クリプトコックス症、マイコプラズマ肺炎、流行性耳下腺炎、淋菌感染症	×	ただし、血液等が付着したものは、感染性廃棄物に該当する。
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ	○	
新感染症		○	

※1 感染性廃棄物と非感染性廃棄物とを分別して排出しない場合は、全て感染性廃棄物として取り扱うこと。

※2 紙おむつについては、患者の糞便において検出例があることから、引き続き感染性廃棄物として取り扱うこととする。

* 出典「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（令和5年5月 環境省）」

2章 適正な処理方法

1 排出事業者の責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第3条第1項）。さらに、再生利用等により減量に努め（同条第2項）、減量、適正処理のために国や地方公共団体の施策に協力しなければなりません（同条第3項）。

また、平成15年の廃棄物処理法の改正により、産業廃棄物のほか、一般廃棄物についても排出事業者の責任が明確化され、適正に処理することができる一般廃棄物処理業者に処理を委託すること（法第6条の2第6項・第7項）や罰則規定（法第25条、第26条）等が法に明記されました。

2 医療関係機関等の廃棄物の処理方法

以下の3つの処理方法があります。

① 自ら処理する

感染性廃棄物の滅菌等の処理や処分場等への収集運搬を、自ら行う方法です。

② 処理業者に処理を委託する

感染性廃棄物の滅菌等の処理や中間処理施設等への収集運搬や処分を、廃棄物処理業の許可を持つ業者に委託する方法です。

産業廃棄物と一般廃棄物の許可は種類が違います。感染性の観点からの区分によっても必要な許可の種類が違いますので、廃棄物の種類に応じた許可をもつ業者に委託しなければなりません。

ただし、感染性廃棄物については、特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）許可業者が特別管理一般廃棄物（感染性一般廃棄物）をあわせて処理することができます。

また、産業廃棄物については処分施設までの収集運搬と処分のそれぞれについて、直接契約することが原則です。

③ 区の収集を利用する

家庭廃棄物が排出される資源・ごみ集積所に、事業系有料ごみ処理券を貼付して排出する方法です。感染性廃棄物及び鋭利なものは排出できません。また、区の収集を利用するための要件に合致する場合に限られます。

3 許可業者に処理を委託する場合

事業所から出る廃棄物は、事業者の責任で処理することが法令により定められています。廃棄物の処理を自ら行わない場合は、適正な許可を有する処理業者に処理を委託しなければなりません。

(1) 廃棄物の区分による委託方法

1 章で、医療関係機関等から排出される廃棄物は「感染性廃棄物」「非感染性廃棄物」「非医療廃棄物」の3つに区分されるという整理をしました。それぞれの委託方法については次のとおりです。

① 感染性廃棄物

感染性廃棄物は、感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）と感染性一般廃棄物（特別管理一般廃棄物）に分かれますが、いずれについても感染性産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の許可業者が処理できることになっていますので、この許可を有する業者と契約することができます。

② 非感染性廃棄物及び非医療廃棄物

非感染性廃棄物（感染性廃棄物を滅菌処理したものを含む。）及び非医療廃棄物は、産業廃棄物又は事業系一般廃棄物として処理することになりますので、該当する種類の許可を有する業者と契約して下さい。

なお、運搬先が清掃工場である場合は、区の収集と同様に、滅菌処理したことにより非感染性廃棄物となったものには緑色の「区指定ステッカー」を、最初から非感染性廃棄物のものには青色の「区指定ステッカー」を必ず貼付してください（P. 9の「区指定ステッカー」参照）。

また、診療所等と住居が併設されている場合の家庭生活から生じる家庭廃棄物は業者に委託することはできませんので、事業から生じる廃棄物と分別して、区の収集に出して下さい。

(2) 委託契約方法

① 書面で契約すること

② 収集運搬業者と処分業者のそれぞれと別々に契約すること

収集運搬業者とだけしか契約していない場合は、搬入先の処分業者とは契約していないことになり、法令違反となります。ただし、収集運搬業者と処分業者が同一業者の場合は、一つの契約で処理を行うことができます。

また、一般廃棄物（感染性廃棄物を除く）を清掃工場等の「区長の指定する処理施設」に搬入する場合も収集運搬契約の中で運搬先を明記することにより、一つの契約で処理を行うことができます。

③ 契約書にそれぞれの業者の許可証の写しを添付すること。

許可期限、許可の区分・条件、許可の自治体名などを確認して下さい。

④ 契約書を5年間保存すること。

(3) 業者の選定方法

●感染性廃棄物及び産業廃棄物の処理

① 東京都ホームページで処理業者を検索する

東京都知事の許可を受けた処理業者は、東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課のホームページから検索することができます。

○ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム

URL:https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste/processor/search

② 業界団体に問い合わせる

一般社団法人東京都産業資源循環協会では、会員である処理業者の紹介のみ行っています。

○ 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

URL : <http://tosankyo.or.jp>

●事業系一般廃棄物の処理

一般廃棄物処理業の許可を有する区内業者の一覧をホームページに掲載しています。

○ 世田谷区ホームページ

URL : <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

トップページ→情報を探す→ごみ・リサイクル→事業者向け情報（公募情報等も含む）
→排出事業者のごみ処理について→事業系の資源・ごみの処理→事業系一般廃棄物の処理委託

4 区の収集を利用する場合

業者に委託をすることが難しい場合は、区の収集を利用することができます。

ただし、区は、第一に家庭廃棄物の収集・運搬等の処理を行う責務があり、事業系廃棄物は家庭廃棄物の収集・運搬等に支障のない範囲で収集します。

また、医療関係機関等が区の収集を利用できるのは、次の要件に合致している場合に限りです。

(1) 対象医療関係機関等

病院、診療所（歯科診療所を含む。）、介護老人保健施設、助産所、飼育動物診療施設のうち、事業に伴って発生するすべての廃棄物（古紙等の資源を含み、感染性廃棄物を除く）の**排出日量が平均10kg未満、1回の収集で30kg未満（45ℓの袋で概ね3袋以内）**の医療関係機関等

（注）衛生検査所、試験研究機関は、区の収集の対象になりません。

(2) 区の収集に排出できる廃棄物

① 非感染性廃棄物

感染性廃棄物と同等の取扱いとなるものは除きます。

② 非医療廃棄物（資源含む）

待合室や事務室など、医療行為等を行わない場所から生じる紙類、生ごみ類、古紙等の再生資源などがこれにあたります。

※ 家庭廃棄物

診療所等と住居が併設されている場合、住居部分から生じるものは通常の家庭廃棄物として区が収集しますので、分別して出して下さい。

区の収集に排出できない廃棄物

ア 感染性廃棄物（滅菌処理したものを除く。）

イ 鋭利なもの

感染性廃棄物と同等の取扱いになります。未使用のものであっても、また滅菌済みのものであっても区では収集できません。

（例）医療器材としての注射針、メス、破損したガラス製品など

ウ 液状、泥状の廃棄物

（例）レントゲン廃液、油類、薬品類など

エ 臓器類

オ 産業廃棄物（ただし、一般廃棄物とあわせて処理できる産業廃棄物を除く。）

区は産業廃棄物に該当する紙くず・木くず、ガラスくず・陶磁器くず、金属くず、廃プラスチックを一般廃棄物とあわせて収集運搬することができます。

カ 医療関係機関等での事業に伴って生じるその他、区で適正に処理することが困難なもの

※ 血液の付着したガーゼや脱脂綿、紙ごみなども区では収集できません。

※ これらの廃棄物は、自ら適正に処理するか、適正に処理できる業者（廃棄物処理業の許可を持つ業者）に委託して処理してください。

これらの廃棄物などを資源・ごみ集積所に排出した場合は、重大な法律違反になります。

(3) 「事業系有料ごみ処理券」及び「区指定ステッカー」の貼付等

廃棄物を資源・ごみ集積所に排出する際には、次のことを遵守して下さい。

① 区の収集のルールに従い、適正な分別を行って下さい。

② 収集の際に飛散等の危険がないようにまとめて下さい。

③ 廃棄物の量に見合うだけの「事業系有料ごみ処理券」を貼付して下さい。

④ 感染性廃棄物を滅菌処理したものには緑色の「区指定ステッカー」を、最初から非感染性廃棄物のものには青色の「区指定ステッカー」を貼付して下さい。

※ 「区指定ステッカー」は、区の収集を利用する場合のみならず、許可業者に委託する場合にも貼付してください（紙おむつを含む）。

医療行為を伴わない非医療廃棄物には貼付不要です。

●「事業系有料ごみ処理券」

事業系有料ごみ処理券は、区内の清掃事務所や「有料ごみ処理券取扱所」の表示のある商店、コンビニエンスストア、スーパーなどで購入できます。

○種類と値段

種類	値段
10リットル券（1セット10枚）	870円
20リットル券（1セット10枚）	1,740円
45リットル券（1セット10枚）	3,910円
70リットル券（1セット 5枚）	3,045円

●「区指定ステッカー」

区指定ステッカーは、必要内容を満たしていれば、緑色、青色のラベルや用紙等にパソコン等で印字したものを貼付していただいても差し支えありません。

ア) 感染性廃棄物を滅菌処理したもの

イ) 最初から非感染性の廃棄物

緑色ステッカー

処 理 済
医療機関名
管理責任者名
排出年月日

青色ステッカー

非 感 染 性 廃 棄 物
医療機関名
管理責任者名
排出年月日

(参考) ステッカーの販売者

名 称：社会福祉法人 東京コロニー 東京都大田福祉工場
所 在 地：大田区大森西2-22-26
電話番号：03-3762-7611

(4) 利用手続き等

管轄の清掃事務所(裏表紙)に電話等で区の収集を利用したい旨を伝えてください。

※ 既に区の収集を利用している場合でも、転居等により異なる集積場所を利用することになった場合は、管轄の清掃事務所にご連絡ください。

5 立入検査(法第19条第1項、世田谷区清掃・リサイクル条例第76条第1項)

法令等に基づき、医療関係機関等に立ち入り、廃棄物の処理状況などについて検査させていただきます場合があります。

定められた基準に違反する行為を行った医療関係機関等に対しては、区の収集や清掃工場への持ち込みをお断りする場合があります。

3 章 在宅医療廃棄物について

在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」という。）の中には、血液の付着したものや鋭利なものなども含まれるため、その取り扱いには十分注意しなければなりません。

環境省通知（平成17年）によると「注射針等の鋭利なものは医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）として処理し、その他の非鋭利なものは、市町村が一般廃棄物として処理する方法が望ましい」とされています。

また、注射針等（ペンニードル含む）鋭利なものは、清掃工場への持込禁止物にもなっており、区では資源・ごみ集積所への排出禁止物に指定しているため収集できません。

したがって、在宅で使用した注射針等については、患者等へごみとして出さないようご案内していただき、できる限り回収のうえ感染性廃棄物（特別管理産業廃棄物）として処理して下さいますようお願いいたします。注射針等については、薬局においても回収・処理いただけるように、区内2つの薬剤師会からもご協力をいただいております。

なお、往診の際に使用したものは必ず診療所等に持ち帰り、診療所等からの医療廃棄物として処理して下さい。

一方で、非鋭利なものは区が収集していますが、排出にあたっては、区民や収集職員等の事故防止の観点からも、以下のことにご注意、ご協力いただくようお願いしています。

（1）区が収集する主な在宅医療廃棄物（液状又は泥状のもの及び鋭利なものを除く）

可燃ごみに分類されるもの	ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱、注射筒（プラスチック製、針なし）、点滴バッグ、CAPDバッグ及び付属のチューブ類、薬の梱包材（アルミは不燃ごみ）など
不燃ごみに分類されるもの	薬の空きびん など

（2）資源・ごみ集積所に排出する場合の注意点

- ① CAPDバッグなどは、中の残存物を適正に処理し、空にして排出すること。
※ 残存物の処理については、かかりつけの医師や処方を受けた薬局などに相談すること。
- ② 血液の付着したガーゼや脱脂綿類などは、外から見えないように新聞紙などに包んで排出すること。
- ③ 紙おむつは汚物を取り除き、臭気がもれないように袋に入れ、袋の口を縛ること。

世田谷区医療廃棄物等取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、世田谷区内の医療関係機関等及びこれに類する事業所から生じる廃棄物並びに在宅医療廃棄物の適正処理及び生活環境の保全並びに収集運搬作業等の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「医療廃棄物」とは、医療関係機関等から医療行為に伴って生じる廃棄物をいい、感染性廃棄物と非感染性廃棄物に分類される。

2 この要綱において「医療関係機関等」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）別表第1の4の項に規定する病院、診療所（保健所、血液センター等を含む。）、衛生検査所、介護老人保健施設及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条第7項に規定する助産所、動物の診療施設及び試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）をいう。

3 この要綱において「感染性廃棄物」とは、医療関係機関等から生じ、人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物をいう。

4 この要綱において「非感染性廃棄物」とは、医療関係機関等における医療行為に伴って生じる廃棄物のうち、感染性廃棄物でないものをいう。

5 この要綱において「非医療廃棄物」とは、医療関係機関等から生じる廃棄物のうち、医療廃棄物でないものをいう。

6 この要綱において「在宅医療廃棄物」とは、医師・看護師等の訪問を伴わず、在宅で行われる療養のために、患者や介護者が医師の指導により受けた処方で自ら入手した医療用具であって、その使用後に廃棄物として排出されたものをいう。

(医療関係機関等の廃棄物の取扱)

第3条 区長は、医療関係機関等から排出される廃棄物の処理責任を、排出事業者である当該医療関係機関等に負わせるものとする。

2 区長は、医療関係機関等が感染性廃棄物（滅菌済みのものに限る。）及び非感染性廃棄物を排出し、区長の指定する処理施設へ運搬する場合には、当該感染性廃棄物及び非感染性廃棄物を分別して収納する排出容器等に別表の区指定ステッカーを貼付させなければならない。ただし、医療機関名・管理責任者名・排出年月日が記載された指定色の用紙を貼付している場合については、区指定ステッカーに代えることができる。

3 区は、原則として医療関係機関等から生じる廃棄物を収集することができない。ただし、次に掲げるすべての事由に該当する場合は収集することができるものとする。

(1) 当該事業所が衛生検査所又は試験研究機関でないこと。

(2) 当該廃棄物が感染性廃棄物（滅菌済みのものを除く。）でないこと。この場合において、注射針等鋭利なもの（鋭利な部分を容器等で覆っているもの及び未使用のもの並びに滅菌済みのものを含む。以下同じ。）は感染性廃棄物に準じて取り扱う。

(3) 当該廃棄物が一般廃棄物又は区長が別に定める一般廃棄物と併せて処理することができる産業廃棄物であること。

(4) 非感染性廃棄物と非医療廃棄物（古紙等再生資源を含む。）との合計排出量の日量が世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則（平成12年3月世田谷区規則第39号）に定める基準を超えないこと。

(5) 廃棄物に区指定ステッカーが適正に貼付されていること。

（区で収集する場合の基準）

第4条 区長は、区による収集を希望する医療関係機関等（衛生検査所及び試験研究機関を除く。以下次条において同じ。）の管理者に、次に定める排出基準に従って、医療廃棄物又は非医療廃棄物を処理させなければならない。

(1) 感染性廃棄物（滅菌済みのものを除く。）を混入させないこと。

(2) 非感染性廃棄物を排出する際は、当該非感染性廃棄物をビニール袋に密閉し、別表の緑色又は青色の区指定ステッカーを貼付すること。この場合において、当該非感染性廃棄物が入ったビニール袋をさらに容器に入れて排出する際は、排出容器にも緑色又は青色の区指定ステッカーを貼付すること。（ただし、医療機関名・管理責任者名・排出年月日が記載された同色の用紙を貼付している場合については、区指定ステッカーに代えることができる。）

(3) 非医療廃棄物については、区指定ステッカーの貼付は必要としない。

(4) 医療廃棄物又は非医療廃棄物（古紙等再生資源を含む。）には世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）第39条に定める有料ごみ処理券を添付すること。

（医療関係機関等に類する事業所の廃棄物の取扱）

第5条 はり師又はきゅう師の施術所等の医療関係機関等に類する事業所が、施術等に伴い針等の鋭利なもの又は血液・体液の付着した紙ごみ、繊維ごみ等の廃棄物を排出する場合については、第3条第1項及び第3項（第5号を除く。）の規定を準用するものとする。

（在宅医療廃棄物等の取扱）

第6条 区長は、在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利なものは収集することができない。

2 区長は、在宅医療廃棄物のうち、注射針等鋭利なものを排出する者（以下この項において「排出者」という。）に対して、当該廃棄物を適正な容器に保管したうえで、排出者の指導管理を行う医師の所属する医療関係機関等又は注射針を販売した薬局等に持参させるものとする。

3 区長は、医師、看護師等が医療関係機関等以外で行った医療行為に伴い生じた廃棄物について、当該医師、看護師等に対し、各自医療関係機関等へ持ち帰らせたうえで、適正に処理させなければならない。

4 区長は、排出者が在宅医療廃棄物等を排出する場合は、収集・運搬等の作業の安全が確保されるよう努めさせなければならない。

（委任）

第7条 この要綱に定めのない事項については、別に清掃・リサイクル部長が定めるところによる。

<附則 略>

別表（第 3 条関係）
区指定ステッカー

- 1． 感染性廃棄物を環境大臣が定める方法
により非感染性廃棄物に処理したもの
- 2． 最初から非感染性の廃棄物

処 理 済
医療機関名
管理責任者名
排出年月日

緑 色

非感染性廃棄物
医療機関名
管理責任者名
排出年月日

青 色

問い合わせ先

● 産業廃棄物関係の問い合わせ先

※ この手引きは世田谷区での処理に関する事項をまとめたものです。感染性廃棄物及び産業廃棄物の処理に関すること等は東京都にお問い合わせください。

東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課

〒163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都庁第二本庁舎 9階北側

TEL : 03-5388-3586

URL : https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/industrial_waste

(一社) 東京都産業資源循環協会

〒101-0047 千代田区内神田 1-9-1 3 柿沼ビル 7階

TEL : 03-5283-5455

URL : <http://tosankyo.or.jp>

● 一般廃棄物関係及び世田谷区における医療廃棄物の処理方法・届出事項等に関する問い合わせ先

世田谷区清掃・リサイクル部事業課

〒156-0043 世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 2階

TEL : 03-6304-3263 FAX : 03-6304-3341

世田谷清掃事務所 (担当地域 : 世田谷地域・北沢地域)

〒154-0011 世田谷区上馬 5-21-13

TEL : 03-3425-3111 FAX : 03-3425-8381

玉川清掃事務所 (担当地域 : 玉川地域)

〒158-0092 世田谷区野毛 1-3-7

TEL : 03-3703-2638 FAX : 03-3704-7096

砧清掃事務所 (担当地域 : 砧地域・烏山地域)

〒156-0056 世田谷区八幡山 2-7-1

TEL : 03-3290-2151 FAX : 03-3290-2171



令和7年1月発行

世田谷区清掃・リサイクル部

〒156-0043

東京都世田谷区松原 6-3-5 梅丘分庁舎 2階

電話 : 03-6304-3263 FAX : 03-6304-3341

世田谷区ホームページ

URL : <http://www.city.setagaya.lg.jp/>